

内閣委員会

議 録 第 一

本国会招集日(平成六年九月三十日)(金曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 田中 恒利君

理事 大石 千八君
理事 虎島 和夫君
理事 江田 五月君
理事 西村 眞悟君
理事 相沢 英之君
理事 唐沢俊二君
理事 葉梨 信行君
理事 佐藤 敬夫君
理事 中島 衛君
理事 野呂 昭彦君
理事 弘友 和夫君
理事 山田 英介君
理事 上原 康助君
理事 宇佐美 登君
理事 石井 紘基君

平成六年十月二十日(木曜日)
午前十時二分開議
出席委員

委員長 田中 恒利君
理事 大石 千八君
理事 唐沢俊二君
理事 江田 五月君
理事 山元 勉君
理事 相沢 英之君
理事 鈴木 俊二君
理事 佐藤 敬夫君
理事 中島 衛君
理事 増子 輝彦君
理事 宇佐美 登君
理事 石井 紘基君

出席國務大臣
國務大臣 山口 鶴男君
(総務庁長官)
出席政府委員
総務庁長官官房 池ノ内祐司君
総務庁行政管理 陶山 皓君
局長
委員外の出席者
内閣委員会調査 菅野 和美君
室長

委員の異動

九月三十日
虎島 和夫君
葉梨 信行君
上原 康助君
十月三日
川崎 二郎君
同月六日
渡部 恒三君
同日
阿部 昭吾君
同日
阿部 昭吾君
同日
阿部 昭吾君
同日
阿部 昭吾君

同日
阿部 昭吾君
同日
阿部 昭吾君
同日
阿部 昭吾君
同日
阿部 昭吾君
同日
阿部 昭吾君

同日
阿部 昭吾君
同日
阿部 昭吾君
同日
阿部 昭吾君
同日
阿部 昭吾君
同日
阿部 昭吾君

九月三十日
行政改革委員会設置法案(内閣提出、第二百二十九回国会閣法第二十一号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任
国政調査承認要求に関する件
小委員会設置に関する件
行政改革委員会設置法案(内閣提出、第二百二十九回国会閣法第二十一号)
行政機構並びにその運営に関する件

○田中委員長 次、これより会議を開きます。

まず、理事の辞任についてお諮りいたします。
理事大石千八君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任並びに委員の異動に伴い、現在理事が二名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長は、理事に

加藤 卓二君 唐沢俊二君
を指名いたします。

○田中委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国政に関する調査を行うため、本会期中行政機構並びにその運営に関する事項
恩給及び法制一般に関する事項
公務員の制度及び給与に関する事項
栄典に関する事項

以上の各事項について、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田中委員長 次に、小委員会設置の件についてお諮りいたします。

恩給等調査のため小委員会十名からなる恩給等に関する小委員会
在外公館にかかわる諸問題を調査するため小委員十名からなる在外公館に関する小委員会
地域改善対策調査のため小委員十名からなる地域改善対策に関する小委員会

をそれぞれ設置することとし、各小委員及び委員長はの選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報をもってお知らせいたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及び補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます、よって、そのように決しました。

○田中委員長 次に、行政機構並びにその運営に関する件について調査を進めます。

この際、山口総務庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。山口総務庁長官。○山口国務大臣 総務庁長官の山口鶴男でございます。よろしくお願いいたします。

行政改革の推進は、村山内閣が全力を傾けて取り組まなければならない課題であると認識しており、この機会に、行政改革の取り組み方針について御説明申し上げます。

第一に規制緩和であります。これまでに決定されている規制緩和の方策の早期具体化を図るとともに、十月中を目途に、内外からの規制緩和要望を把握し、十一月には行政改革推進本部において内外からの要望を聴取することといたしております。これを踏まえ、今後さらに積極的かつ計画的に規制緩和を推進するため、閣僚レベルで、本年度内に、五年を期間とする「規制緩和推進計画」を策定することといたしております。

第二に地方分権についてであります。地方分権推進の基本理念や取り組むべき課題と手順等を明らかにした大綱方針を年内に策定することといたしております。

第三に特殊法人の見直しであります。先般の与党の「行政改革を進めるに当たっての基本方針」を踏まえ、今後、各省庁において本年度内にすべての特殊法人の見直しを行い、それに基づき改革案の具体化に努めてまいります所存であります。

また、今般設置を御提案申し上げている行政改革委員会は、臨時行政改革推進審議会の最終答申等の趣旨を踏まえ、国民の視点に立って政府による行政改革の実施状況を監視するとともに、行政情報の公開に係る制度について本格的な検討を行うこととしており、行政改革に関する諸般の方策の着実な推進に不可欠のものであります。このた

め、行政改革委員会設置法案の一日も早い成立に向け、御審議をお願いしたいと考えております。

今後とも、行政改革の各般の課題にわたり、その積極的推進を図るべく総務庁の総合調整官庁としての役割を果たすよう誠心誠意取り組んでまい

る所存でございます。委員長、理事の皆様、さらに委員の皆様方の格段の御指導、御鞭撻を心からお願いを申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○田中委員長 次に、第二百二十九回国会、内閣提出、行政改革委員会設置法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしました本案につきましては、第二百二十九回国会において既に提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

行政改革委員会設置法案（本号末尾に掲載）

○田中委員長 この際、委員長の手元に、本案に対し、加藤卓二君外二名から、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの共同提案に係る修正案が提出されております。加藤卓二君。

行政改革委員会設置法案に対する修正案（本号末尾に掲載）

○加藤卓二委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの共同提案に係る修正案につきま

して、その趣旨を御説明申し上げます。案文はお手元に配付しておりますので、朗読は省略させていただきます。

近年、情報化の進展や行政機能の拡大等を背景として、公正で民主的な行政を推進する等の観点から、行政の透明性の一層の向上が強く求められているところであります。そのためには、行政情報の公開に関する法制の確立が急務となっております。

原案における行政改革委員会においては、行政機関の保有する情報の公開に係る制度について調査審議することとされておりますが、その調査審議の内容をより明確にするとともに、三年という設置期間にこだわることなく、速やかに結論を得ることが必要と考えます。

そこで本修正案は、行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備に関する事項の調査審議を行政改革委員会の所掌事務として明確に規定するとともに、その調査審議の結果に基づく内閣総理大臣への意見具申は、この法律施行の日から二年以内に行うものとするものであります。

委員各位の御賛同をお願いいたします。○田中委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十五日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時十一分散会

行政改革委員会設置法案（目的及び設置）

第一条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政を実現することの緊要性にかんがみ、行政の各般にわたる制度及び運営につき必要な改革の推進に資するため、総理府に、行政

改革委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 委員会は、次に掲げる事項に関して議ぜられる施策の実施状況を監視する。

一 許可、認可等行政の各般にわたる民間活動に係る規制の改善の推進に関する事項

二 その他行政の制度及び運営の改善の推進に関する事項

第三条 内閣総理大臣は、前条第三項の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（勸告）

第四条 委員会は、必要があると認めるときは、第二項第一号に掲げる事項に係る意見を

受けて講ぜられる施策に関し、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

（組織）

第五条 委員会は、委員五人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とすることができる。

（委員）

第六条 委員は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

ないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

5 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるときは、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

(委員長)
第七条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の服務)
第八条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(委員の給与)

第九条 委員の給与は、別に法律で定める。

(資料提出その他の協力等)

第十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号に規定する法人(同号の規定の適用を受けない法人を除く。次項において「特殊法人」という。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その

他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び特殊法人の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)
第十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)
第十二条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六條第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正)
2 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の五の二を同条第十三号の五の三とし、同条第十三号の五の次に次の一号を加える。

十三の五の二 行政改革委員会の常勤の委員
第一条第十九号の七を次のように改める。

十九の七 行政改革委員会の非常勤の委員
別表第一官職名の欄中「土地鑑定委員会の常勤の委員」を「土地鑑定委員会の非常勤の委員」に改める。

(この法律の失効)

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

理 由

社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政を実現することの緊要性にかんがみ、行政の各般にわたる制度及び運営につき必要な改革の推進に資するため、民間活動に係る規制の改善の推進その他行政の制度及び運営の改善の推進に關して講ぜられる施策の実施状況を監視し、及び行政機関の保有する情報の公開に係る制度に關する事項を調査審議するための機関として、総理府に行政改革委員会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政改革委員会設置法案に対する修正案
行政改革委員会設置法案の一部を次のように修正する。

第二条第二項中「情報の公開に係る制度」を「情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備」に改め、同条に次の一項を加える。

4 行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備に關する前項の意見具申は、附則第一項の政令で定める日から二年以内に行うものとする。

平成六年十月二十五日印刷

平成六年十月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E